

「京都府中・北部地域消防指令事務協議会」を設置します。
(令和6年4月消防指令センター共同運用を目指して)

京都府中・北部地域の6消防本部では、消防本部毎で行っている消防指令業務(119番通報の受信・出動指令等)を共同で整備し運用するため、地方自治法の規定により関係団体の議会における議決を受けて「京都府中・北部地域消防指令事務協議会」を設置します。

1 設置式

11月9日(月) 午後2時から午後2時20分
京都府福知山市東羽合町46番地の1
福知山市消防防災センター 防災研修室

2 出席者

京都府中丹広域振興局長(知事代理)
京都府総務部自治振興課
福知山市長
京都府中・北部6消防本部の消防長
(福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部消防組合、宮津与謝消防組合の各消防長)

3 次第

- (1) 京都府中・北部地域消防指令事務協議会の設置届出書提出
大橋市長から京都府中丹広域振興局長へ
- (2) 大橋一夫福知山市長挨拶
- (3) 綾城義治京都府中丹広域振興局長挨拶

4 その他

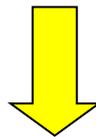
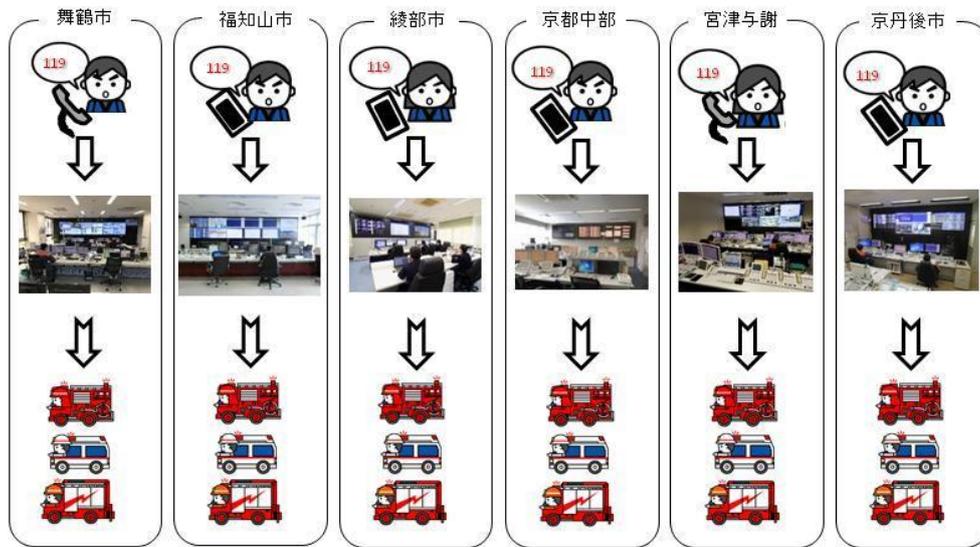
- (1) 事務協議会設置届については地方自治法の規定により京都府知事に提出するものです。
- (2) 消防指令センターの共同運用については令和6年4月の運用開始を予定しています。

【備考】

協議会の設置については(地方自治法第252条の2の2)の規定により、議会の議決を経なければならないこととされており、4市は9月議会、2組合は10月議会により議決されました。

閉式後に第1回京都府中・北部地域消防指令事務協議会を開催します。

1 現在の消防指令センターのイメージ



2 消防指令センター共同運用イメージ

